

【取扱い厳重注意】

平成23年8月23日

## 聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局  
局員 神藤正嗣

平成23年8月23日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

### 記

#### 第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

##### 1 被聴取者

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課 課長補佐 岩崎宏和

##### 2 聴取日時

平成23年8月23日午前10時3分から午前10時52分まで

##### 3 聴取場所

国土交通省5階 下水道企画課内

##### 4 聴取者

事務局 神藤正嗣

##### 5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

#### 第2 聴取内容

下水処理汚泥への対応について（別紙のとおり）

#### 第3 特記事項

なし

以上

【取扱い厳重注意】

別 紙

1 被聴取者の身分

被聴取者は、国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課課長補佐の岩崎宏和氏である。

2 下水処理汚泥への対応について

4月30日に福島県が県内の下水処理施設の汚泥から高い濃度の放射性物質が検出されたことを受けて、5月になってすぐに、福島県の内堀副知事が、官邸等に対し、汚染された下水処理汚泥の処理や作業員の安全確保等について国において方針を定めるよう要望を行った。この要望を受けた福山官房副長官から、国交省、環境省、経産省、原災本部等に対し、下水処理汚泥に関する基準を検討するように指示があり、政府内で下水処理汚泥の基準策定の検討が開始された。

5月12日、原子力災害対策本部が「福島県内の下水処理副次産物の当面の取扱いに関する考え方」を取りまとめ、国交省から福島県へ通知した。具体的な内容としては、100,000 Bq/kg以上の物については、焼却・溶融等の減容化処理を行った上で保管すべきとし、100,000 Bq/kg未満の物については管理型処分場の埋立敷地内等に仮置き可能とした。この100,000 Bq/kgという基準は、これ以下であればトレンチ処分（浅地にコンクリートなどの人工バリアを施さずに廃棄物を埋める方法）でき、これ以上であれば、より厳重なピット処分（コンクリート等の人工構築物に閉じ込める方法）しなければならないという、放射性廃棄物の処理基準を用いたものである。

5月12日の通知は福島県のみにも適用されるものであったため、その後、他の自治体から、「当県の処理基準はどうするのか」という問い合わせや、「埋め立ての基準を設定してほしい」との声があつて新しい考え方を示すこととし、6月16日、原災本部は、6月3日に原子力安全委員会が示した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」を踏まえ、下水処理汚泥だけではなく、浄水処理の過程で発生する土等に関する基準も含めた新たな考え方「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」を示した。具体的な内容は、8,000Bq/kg以下の汚泥等については、埋立処分を可能とし、100,000Bq/kgを超えるものについては、適切に保管、8,000~100,000Bq/kgの汚泥等の処分方法については引き続き検討することとした。

3 下水処理汚泥の処理について

下水処理汚泥は、全国で見ると8割がリサイクルされ、そのリサイクルされるものの半分がセメントに再利用されている。

セメント等への再利用については、原災本部の通知において、クリアランスレベル（放射性物質として取扱い必要のない放射能濃度レベル）を下回れば、目的を問わず使用してよいこととしているが、放射性物質が脱水汚泥等に少しでも含まれている場合には市場では引き取ってもらえない状況のようである。

自治体の保管状況は7月1日時点では11都県 18,000tであったが、7月29日時点では13都県 32,000tに上っている。

国交省では、経産省と共同で、5月13日に社団法人セメント協会に下水汚泥の安定的な受け入れを依頼している。また、6月24日には全国建設業協会あてに脱水汚泥等の再利用の理解を求めた。

最近では、長野や山梨など徐々にセメントへの再利用のための引き取りが再開されて

**【取扱い嚴重注意】**

いるが、引取りが多く地域では、埋立処分場や下水処理施設に仮置きしている地域が多い。

自治体によっては、東京都のように中央防波堤外側処分場に仮置きしている自治体もあるが、例えば、神奈川県横須賀市にある処分場については、設置されるまでに地元との複雑な経緯があるようで、埋立等をできていないようだ。